

(陳受27第17号)

外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情

受理年月日

平成27年12月7日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

国外に親族を持つ外国人または外国人を配偶者とする者は、日本の扶養制度と無関係な国外扶養親族を、日本人のみの世帯と比較し無尽蔵に申請でき、非課税世帯となっている。これにより、担税力または生活実態にそぐわない形での課税の不公平が生じている。

会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、平成24年分の所得税の確定申告等における、扶養控除の申告額等が年間300万円以上となっている者の状況として、国外扶養親族も扶養控除の対象としている者の扶養親族の人数は平均で10.2人に上り、扶養親族が26人のケースもあった。

厳格に徴税または課税される日本人のみの世帯と外国人を含む世帯との格差が大きく、日本人のワーキングプアの大きな要因となっている。

かねてより困窮している地方財政をさらに窮乏させているため、国の制度を抜本的に改善しなければならない。

また、国外扶養親族の証明の厳格化は実施されつつあるが、地方公共団体職員に法定受託事務上の過負荷をかける懸念もあり、あまたの外国語、それも日常会話にとどまらない専門性の高い分野を駆使し、当該言語による行政文書を審査するなど、かの南方熊楠先生ではない限り不可能である。

これらのことは国の制度の瑕疵であり、地方公共団体では対処できない。

今後も地方公共団体が存続し、若い世代が希望を持ちながら就労及び納税できるよう、下記の事項を内容とする意見書の提出を求め、陳情する。

記

- 1 外国人等の扶養控除等を初めとする税制優遇措置において、国外扶養親族の定義を明確化すること。
- 2 外国人等の所得控除等を初めとする税制優遇措置において、所得の審査をより一層厳格化すること。
- 3 現在検討されている、外国人等の所得控除等を初めとする税制優遇措置における、所得の審査の厳格化で相当程度懸念される、地方公共団体職員への法定受託事務上の著しく不当かつ過剰な負担（相当種類の外国語の書類審査）及び責任の転嫁を防止すること。